

令和2年度1月補正予算(1月14日提出)資料

1 補正予算見込額総括表

(単位:千円)

区 分	令 和 2 年 度			令 和 元 年 度
	補正予算見込額	既決予算額	計	最終予算額
一 般 会 計	25,076,629	2,922,298,675	(116.8%) 2,947,375,304	2,522,360,942
特 別 会 計	0	1,355,374,172	(101.7%) 1,355,374,172	1,333,189,027
企 業 会 計	0	254,586,568	(82.7%) 254,586,568	307,718,226
合 計	25,076,629	4,532,259,415	(109.5%) 4,557,336,044	4,163,268,195

注:計欄の()は令和元年度最終予算額に対する比率を示す。

2 一般会計の補正予算見込額財源内訳

(単位:千円)

区 分		補 正 予 算 見 込 額
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	25,076,629
合 計		25,076,629

3 補正内容

事業名	補正予算 見込額	内 容	令和2年度現計 令和元年度最終												
愛知県感染防止 対策協力金	千円 25,076,629	<p style="text-align: center;">営業時間の短縮の要請に応じて頂ける事業者に対する協力金の拡充</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">対象 期間</td> <td style="width: 45%;">2021年1月12日(火)から 2021年1月17日(日)まで【6日間】</td> <td style="width: 40%;">2021年1月18日(月)から 2021年2月7日(日)まで【21日間】 ※緊急事態措置の期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td>1店舗1日あたり4万円 最大24万円(要請に応じた日数分を交付)</td> <td>1店舗1日あたり6万円 最大126万円(要請に応じた日数分を交付)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 事業者</td> <td>県内の営業時間短縮要請を受けた施設を 運営する中小事業者等 <対象施設> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 ・酒類を提供するカラオケ店 ※飲食店営業許可が必要 <営業時間の短縮> ・5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業 していることが必要</td> <td>県内の営業時間短縮要請を受けた施設を 運営する事業者 (大企業も対象に追加) <対象施設> ・全ての飲食店 ・遊興施設等(バー、カラオケボックス等) ※飲食店営業許可 又は喫茶店営業許可が必要 <営業時間の短縮> ・5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業 していることが必要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主な 要件</td> <td colspan="2">・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示</td> </tr> </table>	対象 期間	2021年1月12日(火)から 2021年1月17日(日)まで【6日間】	2021年1月18日(月)から 2021年2月7日(日)まで【21日間】 ※緊急事態措置の期間	支給額	1店舗1日あたり4万円 最大24万円(要請に応じた日数分を交付)	1店舗1日あたり6万円 最大126万円(要請に応じた日数分を交付)	対 象 事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を 運営する中小事業者等 <対象施設> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 ・酒類を提供するカラオケ店 ※飲食店営業許可が必要 <営業時間の短縮> ・5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業 していることが必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を 運営する事業者 (大企業も対象に追加) <対象施設> ・全ての飲食店 ・遊興施設等(バー、カラオケボックス等) ※飲食店営業許可 又は喫茶店営業許可が必要 <営業時間の短縮> ・5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業 していることが必要	主な 要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示		千円 <u>64,162,123</u> 0
対象 期間	2021年1月12日(火)から 2021年1月17日(日)まで【6日間】	2021年1月18日(月)から 2021年2月7日(日)まで【21日間】 ※緊急事態措置の期間													
支給額	1店舗1日あたり4万円 最大24万円(要請に応じた日数分を交付)	1店舗1日あたり6万円 最大126万円(要請に応じた日数分を交付)													
対 象 事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を 運営する中小事業者等 <対象施設> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 ・酒類を提供するカラオケ店 ※飲食店営業許可が必要 <営業時間の短縮> ・5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業 していることが必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を 運営する事業者 (大企業も対象に追加) <対象施設> ・全ての飲食店 ・遊興施設等(バー、カラオケボックス等) ※飲食店営業許可 又は喫茶店営業許可が必要 <営業時間の短縮> ・5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業 していることが必要													
主な 要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示														